

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和4年第2回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和4年1月21日（金） 午前9時30分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、 秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長 欠席者 なし 議会事務局 今井主査、小原主事、伊藤主事		
【会議の概要】 議会事務局長の欠席により、今井主査が局長代理を務める。 議題 (1) 令和4年第1回白井市議会臨時会について ①提案予定の議案等について ②会期日程及び議事日程について (2) 検討事項について（全協終了後予定） (3) その他 《決定事項等》 (1) 令和4年第1回白井市議会臨時会について 会期は、1月25日の1日とする。案件については、報告1件、議案1件で、報告第1号 専決処分について、議案第1号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第10号）についてとなる。 議案審議については、申し合わせのとおり、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行うこととする。 (2) 検討事項について 項番15 会議資料・議案の公開については、議案（12月議会～）のHP掲載を続けることとする。一般質問の資料については、議員の希望によりHPへ掲載する。その際、あらかじめデータ形式の資料を事務局に質問日の2日前までに事務局に提出することとする。 項番9 通年議会の検討（研究）については、各議員において研究を進めることとし、議員からの研究結果をもって、あらためて検討事項とする提案があったときに課題とする。 次回検討項目 項番7 反問権の対応 項番6及び17 委員会の配信（YOUTUBE）関係			

項番 19 アプリの追加について

項番 13 議運・全員協議会の動画配信及び議事録公開。

なお、次回 2 月 2 日の会議まで項番 7 について各委員が検討しておくこととする。

項番 6 及び 17 については、議会事務局で、現在の契約期間、及びアクセス数を確認しておく。

令和4年第2回 議会運営委員会

日時：令和4年1月21日（金）

午前9時30分から

場所：本庁舎4階 大委員会室

-開会 9時30分-

○今井主査 皆さん、おはようございます。会議に先立ちまして、伊藤委員長より挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。第1回の臨時会に向けての議会運営委員会ということで、本日は何かいろいろ用事が立て込んでいるようなので、9時半という早朝からお願いしまして、御出席ありがとうございます。

それでは、コロナもパンデミックの状態に近くなっておりまして、会議はなるべく短くということで、皆さんよろしく御協力のほどお願いして挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○今井主査 次に会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。令和4年度も市民サービスの向上と豊かなまちをつくるため、お互いの立場は違いますが、方向性を共有しながら進めていきたいと思っております。

まずは、急に臨時議会ということになりました。本日はお忙しい中、令和4年第1回市議会臨時議会に関わる議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

第1回市議会の臨時会は、1月25日火曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。市から提出いたします案件は、専決処分についての報告が1件、議案につきましては、令和3年度一般会計補正予算について1件の合わせて2件となります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○今井主査 ありがとうございます。

では、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより、令和4年第2回議会運営委員会を開催いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）令和4年第1回白井市議会臨時会について。①提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今臨時会に提案予定されている議案の内容について説明を求めます。

高山総務課長。

○高山総務課長 それでは、改めましておはようございます。総務課のほうから、令和4年第1回市議会臨時会に提案いたします議案等の概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。所管課は保険年金課、高齢者福祉課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年1月15日に専決処分を行ったので報告するものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療における白井市の被保険者である相手方の後期高齢者医療保険料、後期高齢者高額療養費、後期高齢者高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の算定において、平成27年度から令和3年度までの期間、市から千葉県後期高齢者医療広域連合へのデータ送付処理に誤りがあったことにより、保険料の過大徴収並びに高額療養費等の未給付及び過小給付が生じ、このうち千葉県後期高齢者医療広域連合から支払われる返還金等を除いた金額が、相手方の損害となったものでございます。

賠償の相手方は、大阪府在住の個人1人となっております。損害賠償の額は55万5,894円、示談の日には、令和4年1月15日となっております。

続きまして、議案第1号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第10号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,715万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億4,727万円とするものです。

補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、市独自のPCR検査費について、現在1,000人分を予算計上していますが、現在流行している変異株等を考慮し、新たに1,500人分を追加計上するものでございます。

併せて、繰越明許費を設定しております。市独自のPCR検査について、市内施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、令和4年度も、クラスター防止のため検査を実施する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

以上が今回、臨時会に提案いたします議案等の概要となります。

説明は以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 補足説明は必要ないということなので、執行部、公務のため退席となります。よろしくお願いたします。

次に、②会期日程及び議事日程について、議題とします。

議会事務局より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

今井主査。

○今井主査 それでは、会期日程案、議事日程案について説明いたします。

初めに、第1回臨時会の会期日程案につきましては、1月25日、火曜日の1日で御提案いたします。

次に、議事日程案につきましては、お手元に配付の案のとおりとなります。令和4年第1回白井市議会臨時会議事日程案、日程第1、会議録署名議員の指名について、日程第2、会期決定について、日程第3、諸般の報告について、日程第4、報告第1号 専決処分について、日程第5、議案第1号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第10号）についてになります。

議案につきましては、臨時会となりますので、申合せのとおり委員会付託を省略し、本会議方式により質疑、討論、採決でお願いしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま説明のありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

事務局より説明のあった会期日程案及び議事日程案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、原案のとおり決定しました。

ここで休憩といたします。

全協が終了した後に、また議運を再開したいと思いますので、全協終了後に、議運の開催時間を報告いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で終了です。

-休憩 9時40分 再開 11時25分-

○伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題の（2）検討事項についてを議題といたします。

前回の続き、項番15号について協議したいと思います。前回の終わりに、この15番についての協議をしている途中で次回ということになっておりますので、15番について協議を進めたいと思います。

情報提供施策の要は本会議での議案の上程について、ホームページ上でも載せるということになって、それに付随するほかの部分の資料について、どうするかというのを協議していただきたいと思います。

御意見のある方はお願いいたします。

今までの過程をちょっと説明させていただきますと、議案が上程された初日後には、議案をホームページ上に載せる、それに議案の説明に対する資料も一緒に載せます。そのほか、追加で出てきた資料等について、または一般質問において、各人が2日前までに議長に承諾を得て配付する資料等について、どうするかということなのではないかなと推察しますので、その辺の協議をお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 この間の会議で、載せることは可能かどうかということをつたし事務局のほうに確認したら、それは大丈夫ですみたいな話があったような気がするので、確認をお願いします。

○伊藤委員長 もう一度、事務局のほうに確認いたします。

事務局、お願いいたします。

○今井主査 頂いた資料がPDF等のデータ資料であれば、ホームページ上に載せることは可能になります。

以上です。

○伊藤委員長 議員が一般質問に際しての資料を議長の許可を得て配付するものについては、2日前にPDFで事務局のほうに提出していただければ、そのPDFデータをホームページ上に載せることは可能なのですけれども、そのホームページ上に載せたときの資料についての責任は議員が負うというような、著作権等についての部分があるので、そちら載せるのであれば、それについては、議員個人が責任を持つというような例文をつけないと、載せることは難しいのではないかなと考えているのですけれども、御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 最初に、一般質問に対する資料のつけ方というときに、その資料を使う場合は、資料を提供している方に了承を得ているものかどうかというのを今の用紙にも書く欄がありますよね。ということは、公表して、こういうことに使っていいという許可をその資料を作った人にも求めて、お許しを得ているという意味では、議員が責任を持つというところであれば公開してもいいかなと思います。

それともう一つ、物理的に公開されているページを開いて、それと別に動画のページも開いて、動画を見ながら資料も見ながらというふうに、見るほうの市民の人のそういう使い方を想定して、これを言っていらっしゃるのかどうか、その辺をちょっと確認したいなと思って。イメージがよく湧かないので、お願いします。

○伊藤委員長 今のお話ですと、一般市民が見る場合は、放送中にそれができませんので、あらかじめプリントアウトしておいて、それを見ながらということになるのではないかと想像はしますけれども。これは、発案者は誰でしたか。

柴田委員。

○柴田委員 今、一般質問で使った資料の話がされてはいたけれども、そうではなくて、議案とか、議案に添付されている資料については、もうネットに載せてはどうですかという提案のつもりで言ったのです。執行部のほうも、予算とか決算は議決の前にホームページ上に載せているので、それと同じように議案も載せたらどうですかという提案ですので、見方は分からないと思うと言うけれども、家で見ている分には、ホームページは二つ開けますし。

だから、それで見ながらということもできると思うし、使い方はそれぞれかもしれないけれども、あるいは、携帯で聞きながら、こちらので資料を見ながらと、本当に熱心な方はそういうことをすることも。

取りあえず、傍聴がいることを考えた場合に、分からない状況で聞くというのは、傍聴者の立場を考えたら避けたほうがいいかなということで、公開できるものであれば、何でも公開すればいいのではないかとということで提案をしています。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 提案者に2点ほど確認したいのですけれども、たしか前は、パワーポイントでの情報ということを知ったのですが、これはPDFでも、電子的方法による公開という形での意見の提案だったかということによかったのでしょうか。

○伊藤委員長 ちょっと整理させていただきます。議案についての資料なのか、あとは一般質問についての資料なのか、分けて話をしないと、ごちゃごちゃになってしまいますので。

今、タブレットをお持ちであれば、12月議会の議案のところを開けていただければ、議案とそれに付随する資料も、あるものは全部載せてあるというような状況になっておりますけれども、これが3月議会から同じような形式になると考えていただいて、御意見を。

○今井主査 前回の議運の御意見を踏まえて、その後、作ったものです。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この間、別にいいですかねみたいな話で終わったと私は思っていたので、これはもう終わった話かなと思っていたのです。それで早速対応して、その日ぐらいに議案を載せてくださいましたよね。それを3月議会でも続行してやっていただければ、取りあえずちゃんと見られる状況にしていますよというスタンスであればいいのかなと思うので。私は今、12月にやってくださったことをやってくださればいいなと思っています。

○伊藤委員長 それでは、議案のほうは、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、議案のほうの部分については、協議をこれで終了とします。

それでは、徳本委員からでしたか。一般質問の資料のことについての投げかけがあった部分については。

徳本委員。

○徳本委員 事務局に質問で、PDFにするというのは、例えば紙面で資料を提出した場合でも、スキャンしてPDFにというのは、事務局ではできるのでしょうか。

○伊藤委員長 今井主査。

○今井主査 作業として、紙媒体のものをPDFにする作業は可能でございます。続けてよろしいですか。

○伊藤委員長 はい。

○今井主査 ただ、会期中ということもありまして、事務局の早い対応が伴えるかというところについては、少し御了承いただきたい部分が出る可能性はあります。

○伊藤委員長 今、徳本委員がおっしゃっていたのは、WordとかExcelで作成したデータを保存するときに、WordやExcelで保存するのではなくて、PDFにして保存すればいいのではないですか。パソコンで可能でしょう。

○徳本委員 可能だと思います。

○伊藤委員長 そのPDFデータを事務局のほうにお送りいただきたいということです。

○徳本委員 はい、分かっています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 多分、自分もそうするとは思うのですがけれども、全員の議員さんの中には、紙を貼って、それを原本にする人がいるのではということで、可能かどうかを聞いたということです。

○伊藤委員長 私が意見を言っているのかは分かりませんが、事務局のほうの負担が増えることはやめていただきたいというふうな思いなのですが、皆さんどうでしょう。データとして出していただかないと、また打ち直しとかそういうことになると、とてつもない事務量がかかりますので。

徳本議員。

○徳本議員 なぜ打ち直しの話が出るか分からないのですが、紙で出したものをスキャンしてPDFにするという作業のことを聞いただけです。手書きで書いたものをWordにして、PDFにしろなんていうことを言っているわけではないので。

○伊藤委員長 その場合、スキャンしてやると、データの的に多少違うのですよね、粗さとかが。

○徳本議員 私は、自分がコピー機でスキャンしてデータ化するというのは、一瞬でできると思っているのですが、スキャナーみたいなものがあるかどうかという確認だけだったのです。だから2日前に提出していれば、それは却下とみんな一致すれば、それはしようがなく、データで提出と限定すればいいかもしれないのですが、可能であれば、そういう方法も入れていただいたらどうかなと思ったということです。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 手書きとか云々ではなくて、新聞を資料としてコピーして出されるという場

合もありますよね。そういうことも含めて、おっしゃっているのだろうと思います。

しかし、議会で、事務局の仕事でということ考えると、形式としてはPDF、データ化したものを提出するということで統一しておいてよろしいのではないかと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。ございませんか。

先ほど平田委員のほうから、公開されたものについての責任は議員個人が負うという部分があったのですけれども、今回、今度はホームページ上に載せると、触れる目の数が違いますので、その辺で責任がもっと大きくなるというような。今までは大丈夫だったけれども、ホームページ上に載せることによって、多くの人の目につくようになりますので、その辺は十分注意していただくようなことを、より一層考えていただかないかなと考えております。そういった部分を含めて御意見をお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 スクリーンに映すとき、相当注意をしなくてはということで、いちいち作った人に問合せをしたりしてやっているのですけれども。新聞なんかは、ほぼ、一般にお見せするというのは絶望的かなというぐらい手間がかかる。2週間も3週間もかかるし、費用も発生したりするので、多分、新聞なんかは無理ではないかなと思うのです。

そういう目の数が違うというのは、今、スクリーンを投影している人などは多分、かなり気をつけて提出していると思います。それが皆さん共通で認識できれば、それはPDFというデータで載せるということはあるかなと思います。事務局の手間をかけるというのではなくて、自分でPDFにして、データにして持ってきてください、スキャンは自分でしてくださいということ。そういうスキルは、議員としても身につけたほうがいいのかとも思いますので。どうでしょうか。斉藤さん、何かありますか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 今まで、議場のプロジェクターに投影するときも、新聞記事とかを私も過去に使ったのですけれども、新聞社によって、その部分を使うに当たってはお金が発生する新聞社もありましたし、無料でいいですよという新聞社もありました。それは議員の責任で、プロジェクターに投影するものも、資料として出すものも、了解を得ることが基本だと思うので、PDFにして資料を公開したとしても、議員個人の責任というのを皆さんそれぞれの議員が考えてやるべきだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 質問です。別に了解を取っている、取っていないという原因ではなくて、自分は公開するのにPDFとして出さないという選択肢もありということですか。それとも、ペーパーで資料を出すときには、必ずPDFも同時に提出しなくてはいけないというお約

束事なのか、自分で選択する範疇なのか、そこだけ確認させてください。

○伊藤委員長 今、考えて話をしているのは、議場で配る分については、ペーパーだけでもいいのではないかと。ホームページ上に公開するものについては、PDFのデータで出してくださいというお話だと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○平田委員 だから、それを選択できるのか。一般質問をペーパーで出す人は、必ずPDFで公開するものを併せて出さなければいけないのか、議場だけで分ければ、ホームページには載せなくてもいいですという選択もできるのかというところを決めておかないといけないと思って聞いています。

○伊藤委員長 それは、議員個人の希望でいいのではないかと私は思うのですが、皆さんはどうでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 それは、議員の選択の範囲でいいと思います。紙で配って、そこで画面にもこんな感じというので映されたりするので、それで終わりでもいいという判断を御本人がされるのであれば、それでいいと思います。

○伊藤委員長 今のお話はそれでよろしいですか。ほかの委員は大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 徳本委員、大丈夫ですか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 では、一般質問における資料については、今お話ししたように、議員の判断でどちらでも選択できるということで。ホームページ上に載せてほしい人は、事務局を通して議長にということになりますので、PDFのデータとして、2日前に事務局のほうに提出していただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議長、この件については、これでよろしいですか。

○岩田議長 はい、了解しました。

○伊藤委員長 では、15に関わることで、それ以外で何かあるということ、想定されることはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、15については、これで協議を終了したいと思います。

続きまして、項番の6番と17番。同じような形のことなのですが、YouTubeについての配信をということが載っておりますが。

ここで問題は、6番の議運・全協というのも中継にしたほうがいいのではないかと、この部分は結構、議論しなければいけないのかなと考えているのですが、今現在は、委員会については、生中継はしている。

○今井主査 次のテーマを決めたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 今、15番が協議終了しましたので、次に、前、いろいろアンケートを取って順番決めしたのですけれども、似たような数のものが多いので、次はどれを議題に上げたらいいか、委員の皆さんから御意見をお願いいたします。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 皆さん、迷っていらっしゃる感じであれば、今、議長が言われた6番からやっては駄目なのではないでしょうか。

○伊藤委員長 人気が高かったのは。

○柴田委員 人気が高かったのは、結構着手してしまったのですよね。

○伊藤委員長 あとは。

○齊藤委員 あとは、上からやっては。

○伊藤委員長 あとは、上から片付けていくしかない。今日は、時間があまり、今日の午前中でという形で考えていますので、9番を議題に上げてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、9番の通年議会の検討ということで、御意見をお伺いしたいと思います。

和田委員。

○和田委員 これはアンケートでも書かせていただいたのですが、9番の通年議会に関しては、当議会では行わなくてもよいのではないかとということです。

理由としましては、現在の執行部の方が、なるべく専決処分を取らないような形で、重要な事案に関しては事前の説明、さらには、臨時議会を開くというような方針をしていることによって補完されているということで、理由を挙げさせていただきました。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今の意見に賛成です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私も同意見です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

現状においては、今週、臨時議会の話があって、すぐ来週、臨時議会があっても、皆さんそれにすぐ対応して、臨時議会がすぐに対応できるような状況の中で、この通年議会が必要なのか。メリット、デメリット、いろいろあると思うのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 一つ大きく違うのは、今のところは、招集は市長のほうしかないけれども、通年議会にすると、議会の判断で会議を開くことが可能になる。これは他市の事例のメリットというところを読み上げただけですけれども。というところは大きく違うということ

は、念頭に入れて協議したほうがいいのかなどは思います。

伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 質問というか、ここで取り上げているのは、今後検討するかどうかという話で、その検討に今入ったということでもいいのですね。もう賛否について話されているので。もとの提案というのは、まずその是非を問う前に、みんなでどういうものかというのを勉強しましょうという提案ではなかったのでしょうか。提案者に確認します。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 私が2年半前に提案したわけですがけれども、要は、これをすぐ、どうというわけではなくて、通年議会とは、どういうものかということを経験として研究したらどうかと。

1分ほどで簡単に言うと、前にも言ったかもしれませんがけれども、通年議会は、やれば年度をまたいで会議ができるということです。それと、市長が招集するわけですがけれども、通年議会になれば、議長が会議を開くわけです。

それから、それぞれメリット、デメリットがありますけれども、デメリットとしては、一事不再議ということで、同じ会期中に決められたものは、同じ会期中は出せないというのがありますよね。ただ、議会が変われば、全く同じ陳情でも、同じ議案でも、次の議会に出せる。

ところが、通年議会になると、1年間同じ議案は出せないとか、様々なメリット、デメリットがあります。その辺も皆さんで研究したらどうかというのが、もともとの提案です。

もう一つ言うならば、この前から通年議会と言っていたのは、元市長の時代に、専決処分によって大変な問題があったので、この通年議会にしたらというのが一つの提案だったのでありますが。今すぐこれをしたほうがいいのか、そういうことではありませんので、あくまでも研究です。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 ということだと思うので、前、小田川議員が作ってくれた優先順位、皆が出した優先順位の一覧表は、今御覧になっていますか。その中で、ここでは是非を決めるということで、秋谷委員はバツと書いていましたか。だけれども、検討すること自体とか、取り上げること自体は丸だということで、和田委員も秋谷委員も言ったので、私も丸に直してあるのです。なので、今のように、どういうものかというのをまず、みんなで知ることには私は賛成です。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 研究を進めるということに対して、皆さんどうのお考えかということを経験していると思うのですが。

当初、今、岩田議長のほうからも、これをここに挙げた経緯というのが、専決処分でいろいろな問題が過去にあったということに触れていましたけれども、今現在は、そういうことは今の議会ではないわけで。研究を進めるということは悪いことではないと思うのですけれども、その研究を議運の中で進めるということではなく、特に研究を進めていくべきだという議員さんで集まって、何か会を作っていたとかして、提案していただければいいのかなとは思いますが。議運の中で、これを研究するほどではないのではないかなと思います。

○伊藤委員長 各人が研究していただいて、これが必要だということになったときに、議会運営委員会の中で協議するというような形でよろしいのでしょうか。

今現在、議運で、議運の委員みんなでこれを研究するというのではなく、委員各人または委員と仲間の議員で研究して、ある程度の成果が出てきて、こちらのほうが良いというような部分があった場合には、議運に上げていただいて、そこで議運で協議するという形にしたらどうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 まず、この研究を進める場をどこで設けるかとかいう議論であれば、比較的早く結論が出るかと思ったので、順位を上げました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 私自身、議論することはもちろん会派でもやっているし、ほかの市町村の議員にも、この通年議会については議論しているのですけれども、特にこの議運で皆さんで検討するのではなくて、個々には皆さん全員、この通年議会についての検討はやっていると思うのです。議論するのはいいのですけれども、ここで皆さんでやるよりも、個々に皆さん勉強なされていて、話あったのですけれども、過去のこともあったので、もしそういう状況が出てきたときに、皆さんで話し合えばいいことで、ここで丸バツをつけるというのではなくて、そういう状況になったらということで私はいいいと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

委員長から申し上げますと、ここにこの議題がずっと残っていると、処理しないといけないというようなことになりますので、この部分については、各委員なり議員から、研究を重ねた結果をもって、議会運営委員会に提案等の投げかけがあったときには、議会運営委員会で協議するというような形にしたいと思いますが、皆さんの御意見はどうでしょうか。

平田委員。

○平田委員 確認ですけれども、そういう勉強をした方たちからの新たな申し出が上がったときまでは、検討事項から一旦下げていいという認識で理解していいですか。

○伊藤委員長 はい。一旦この検討課題からは外させていただくということで進めたいと思います。いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように、ある程度の研究した成果を議会運営委員会で協議するときになるまでは、検討課題からは外しておくということで、よろしく願いいたします。

それでは、次はどうされますか。この反問権について、ずっと載っているのですけれども、事例がもうないので、いつまでもここに載せておいたり、協議する必要があるのかどうか、お伺いしたいのですけれども。

岩田議長。

○岩田議長 これは、議論する必要があると思います。1回だけ反問権を使ったという例はあるのですけれども、仮に反問権が市長あるいは執行部から使われた場合に、タイマーをどうするのかとか、繰り返し繰り返し反問権をやった場合とか、そういう諸々のことがありますから、これはどこかで1回やったほうがいいなど。そもそも、反問権を1回行使したら、その後で検証すると言って先延ばしになった例がありますので、今すぐではないのですけれども、いずれ議運でこれは検討する必要があると思います。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 この提案の大もとは私なのですけれども、これは議員の質問権に関わる部分で大変重要なものなので、外すことはできないと思います。

ただ、今のところ、反問権の必要がないから、凍結といいますか、しばらくやっていないだけであって。根っこは、議員としての質問の権利に直結している大変重いものなので、外すことはできないと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、委員長から皆さんにお伺いしますけれども、これはいつ協議したらよろしいですか。どういった想定で。私たちの任期は、来年4月末日まで任期ありますけれども、あと1年2か月ぐらいありますけれども、これは、どこでどのような形で協議を進めたらいいのか。

岩田議長。

○岩田議長 これは、議運で協議するべきものなのですね。そんなに時間がかかることではないと思うのです。要は今、影山委員が言われたように、議員の質問権の確保ですから、執行部が反問権を使った場合に、その時間をどうするか。

今現在は、執行部が反問権を使った場合には、60分の中に含めると。それは何回行っても構わないと。つまり、反問権を使って、反問権に対して議員が答える、また反問権を使って議員が答える。それでも自分の時間が終わってしまうことも、計算上はあり得るわけですね。

それを例えば、反問権を使った場合には、そのときにはタイマーを止めるとか。当然、これから反問権を行使しますと言ってから始めるわけですから、その場合には、タイマーを止めるか、あるいは、それも含めて質問の範囲内にするのか、あるいは、反問権は1回に限るとか、そういうことを決めるのですから、そんなに時間がかかることでもないですから、残りの任期中に1回は議論をしてもらいたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今、議長から説明がありましたように、皆さんも今すぐこの場でどうこうという御意見のまともは難しいと思います。反問権のタイマーを止めるか、例えば執行部が反問権を使う場合は、本会議場での議員の質問は3回までという条件がついておりますので、そういう条件を付加するのかとか、そういったことを委員の皆さんで考えてきて、次回でいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次回ということは、きっと2月2日になります。では、2月2日にこの部分については協議したいと思いますので、2月2日の会議のときには、御意見をよろしくお願ひしたいと思います。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 2月2日に今の反問権のことを話し合うということなのですからけれども、一応、2月2日に話し合う項目だけでも言っていただくと助かると思います。

○伊藤委員長 2月2日に協議すべき議題について、どれとどれにするか、皆さんの御意見をお伺ひしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 確認いたします。Y o u T u b e で映像配信をという提案が、6番とか17番にありますけれども、今の映像の契約の残り年度を過ぎた後のことなのか、今の契約を無視してY o u T u b e でということなのか。これを次回検討する前に、事務局には、契約期間がいつまで残っているかということと、提案者には、その契約期間でどうしたいのか、その二つを確認いただきたいと思います。それが先に分かっていたほうが、話がしやすくなるのでお願いします。

○伊藤委員長 これの提案者は、誰になるのでしょうか。

○柴田委員 私たちが。

○伊藤委員長 柴田委員のほうで、先ほどの平田委員の質問について取りまとめて、2日にお願ひするということによろしいですか。

事務局も大丈夫ですか。

○今井主査 契約期間ですね。

○伊藤委員長 そのほかに。この後は何でしたか。

○柴田委員 アプリの追加。

○伊藤委員長 アプリの追加。

血脇副議長。

○血脇副議長 今のY o u T u b eのところなのですけれども、今、委員会がライブで中継されております。これは常任委員会に限定されているのですが、いつでしたか定かでないのですけれども、どのぐらいのアクセス数があるのかですとか、そういうデータをきちんと取って、それに基づいて検討しようということになっておりますので、事務局の方、大変かもしれないのですけれども、常任委員会が開催されたもののライブ中継のアクセス数、そういうところも調べておいていただけるといいのかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それは、では事務局のほうにお願いしておきます。

ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 アプリの追加については、後から提出されたものですが、タブレットについてのことなので、早めに話し合ったほうがいいかなと思います。

○伊藤委員長 このアプリについて、事務局のほうでも調べてくれているのですよね。発表できることはありますか。

事務局。

○今井主査 事務局のほうでアプリのことで調べた点について。インストール自体は、どのアプリも可能ではあるということが確認できました。

ただ、御希望のあるW o r d、E x c e lのアプリについて、その使用する条件とか内容などを確認しましたところ、画面の大きさが一定程度大きくなると、有料版になるという記載がございましたもので、配布のi P a d A i rがその有料版の大きさに当てはまってしまうことから、導入が決定された場合には、予算確保の上という。

○斉藤委員 幾らぐらいかかるのですか。

○今井主査 たしか1台当たり五、六百円だったか。不確かなことは言えませんので、手元に資料がございませんので確認したいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 電卓はきっと、ただだと思うのですね。あとW o r d、E x c e l。E v e r n o t eというのは、データを処理するソフトなので、各人が皆、自分の好きなものを使いたいという御意見があると思うのです。私は、G o o d N o t e s 5で整理しているのですけれども。そのように各人が使いやすいものはいろいろあるので、これを統一するというのは、きっと難しいのではないかなと考えています。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、次回のとときに何を話し合うかということを決めていると思うのですけれども、今出た6番と7番と、今のアプリの19番の取りあえず三つを話すということではいか

がでしょうか。

○伊藤委員長 それでは、2日は今、斉藤副委員長がこのように挙げました三つを協議したいと思います。

あと、13番が結構。今、特別委員会というのは、インターネットで配信していない部分ですよね。

○柴田委員 これは、配信しないとまずいですよね。

○伊藤委員長 ですが、これは予算が伴う話なので。

○柴田委員 PDFのこれだけでもいい。議事録公開。動画配信は違う。

○伊藤委員長 動画配信も含めてですから、その辺も皆さん、あと、13番の議運と全協についての動画配信と議事録。これはいっぱい重なっているんで、数的には結構増えてしまうと思うのです、小分けにすると。この部分を少し皆さん御検討をしておいていただきたいという委員長からのお願いです。

それでは、2月2日の最初には7番、次に6番、17番、あと19番のアプリをやって、その日に時間があれば、13番を行うということで進めたいと思います。2日も議案の審議の終わった後の時間なので、また、きっとコロナの絶頂期になってくるのではないかと思いますので、できる範囲で進めていきたいと思いますので、御協力のほどお願いして。

本日の検討はここまでとして、議会運営委員会を終了したいと思います。どうも御苦勞さまでした。ありがとうございます。